

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

八戸市立南浜中学校

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え方

教育は、生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に中学校教育とは、人生への扉を開く鍵に他ならない。人生に踏みいる鍵の開け方の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、「15の春」15歳になった生徒が将来に夢をもち、堂々と社会を生き抜く力をつけさせることが、学校の責務である。したがって、学校は、あらゆる場面に於いて生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景として中学生が自らの命を絶つという痛ましい出来事が発生している。また、いじめに関する中学校の対応に対し、関係生徒の保護者だけでなく、他の生徒や保護者などから学校に対する不信の声が報道等を通じて大きくあがっている。このことは極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。

そこで、生徒達が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要な課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の行動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（イライラを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける・落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

○いじめ対策委員会組織・・・校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任

○日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体で醸成。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と情報交換をして連携を図る。

《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進。
(例：生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

4 いじめの未然防止について

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動、体験活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・南浜中ハートフルカードの実施（5月、7月、9月、12月、3月）
- ・面談の定期的実施（5月、7月、9月、12月、3月）

(4) 情報教育の充実

- ・「情報」におけるモラル教育の充実

(5) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保し、速やかに事実確認をする。

(2) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知
- ・面談の定期的実施（5月、7月、9月、12月、3月）

(3) 定期的調査の実施

- ・南浜中ハートフルカードの実施（5月、7月、9月、12月、3月）

(4) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全、安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入り関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導、助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導、助言

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- ・連續した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、市教育委員会や県教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

令和6年度 南浜中学校いじめ防止年間指導計画

時期	内 容	調査・面談等
年度当初	○学校いじめ対策委員会の組織 ○いじめ防止推進教師（ハートフルリーダー）の任命 ○生徒理解会議	
4月	○いじめに関する基本姿勢の確認 (「学校いじめ防止基本方針」・「いじめ対応マニュアル」について職員での共通理解) ○適応指導（学級開き等） ○特別活動の充実（対面式） ○「学校いじめ防止基本方針」を生徒、保護者、地域住民等へ説明	家庭位置確認 (訪問)
5月	○ゴールデンウイーク明け適応指導 ○特別活動の充実（生徒総会、地域貢献活動）	ハートフルカード① 教育相談
6月	○いじめ防止についての授業実施	
7月	○キャリア教育（講話・体験学習）の実施 ○特別活動の充実（教育合宿、修学旅行） ○夏季休業中の生活指導	ハートフルカード② 教育相談 3年生三者面談
8月	○生徒理解会議 ○夏季休業明け適応指導	
9月	○特別活動の充実（体育祭結団式） ○いじめ防止についての授業実施	ハートフルカード③ 教育相談
10月	○特別活動の充実（立会演説会、地域貢献活動、体育祭、文化祭）	
11月	○いじめ防止についての授業実施	
12月	○冬季休業中の生活指導	ハートフルカード④ 教育相談 三者面談
1月	○生徒理解会議 ○冬季休業明け適応指導	
2月	○いじめ防止についての授業実施 ○特別活動の充実（生徒総会）	
3月	○いじめ防止年間計画や学校評価等の検証・見直し ○生徒指導に係る申し送り事項等の次年度への引き継ぎ	ハートフルカード⑤ 教育相談